

「基本測量に関する長期計画(案)に対する意見の募集」の結果について

平成21年6月1日

国土交通省国土地理院

平成21年4月15日から平成21年4月28日にかけて、ホームページ等を通じて「基本測量に関する長期計画(案)に対する意見の募集」を行ったところ、14名の方から45件の御意見を寄せていただきました。貴重な御意見をお寄せいただき、厚く御礼申し上げます。

お寄せいただいた主な御意見の主旨と、当該御意見に対する考え方は別紙のとおりです。

なお、取りまとめの都合上、表現について簡素化するとともに、内容により質問を適宜集約させていただいております。

また、基本測量に関する長期計画と直接関係しない御意見は掲載しておりません。

(別紙)

主な御意見の主旨	考え方
「4. 地理空間情報の活用がもたらす新しい社会(将来の展望)」について	
過剰と思われるほどバラ色の未来を描いているように感じられる。コンピュータが社会に進出し始めた初期に、コンピュートピアという幸せな未来が述べられていたが、それを思い出させるような叙述であり、誇大広告まがいと軽蔑されないようにすべきである。	地理空間情報が広く活用されるようになることのメリットを多少のインパクトを持って周知することが必要と考えております。御意見も踏まえ、ここで記述された新しい社会の実現に向け、最大限努力して参ります。
「5. 地理空間情報活用推進行政の展開」について	
地理空間情報全体の推進施策を国土地理院が実施するというような記載となっているが、国土地理院が全ての地理空間情報の推進を行うということは現実的ではない。国土地理院は、国として整備しなければならない基盤的な情報に限定して整備するなど、国土地理院、地方公共団体、民間等の間の役割分担を明確にしていきたい。	本計画は基本測量の計画であるため、国土地理院が主体となる業務を中心に記述したものです。地理空間情報の整備・活用については、御意見も踏まえ、産学官の連携により、適切に推進して参ります。
「6.(1) 位置情報基盤の確立」について	
GPS等の衛星測位が主流になってきている現在、セミ・ダイナミックス方式への移行は必要であるが、世界測地系への移行ができていない地方公共団体が未だにあるので、民間企業が保有する情報も含め、移行に関する支援策が必要である。	世界測地系の導入について、従前より周知してきたところですが、今後もセミナー等の実施を通じて変換手法の説明を行うなど、御意見も踏まえ、引き続き必要な支援策を実施して参ります。
「6.(1) 基盤地図情報の整備と更新(継続的高精度化)」について	
基盤地図情報の更新時は全データの取替えでなく、変更箇所の差分更新により行うべきである。	御指摘の点については様々な更新手法を調査の上、適切に実施して参ります。

<p>基盤地図情報は、地方公共団体が整備し更新することが重要なカギとなるが、国(国土院)と地方公共団体の役割分担を明確にし、地方公共団体に対する財政的な支援策を行うべきである。</p>	<p>基盤地図情報の整備は、地理空間情報活用推進基本法においては、国及び地方公共団体が行うこととされています。しかし、御意見にあるように、地方公共団体が単独で実施することが困難な場合もあると考えられることから、この計画本文で『地方公共団体等との連携をさらに進め、公共測量の測量成果等により基盤地図情報が円滑に整備されることを目指す。』と記述しているように、適切な連携を確保しつつ整備を推進して参ります。</p>
<p>基本測量の目的を、地図(基本図)を作成することから位置情報のデータベースを作成することに変更するよう思える。基本図を作成しない国にするということについて、国民的議論が必要であるため、積極的な広報活動を行うべきである。</p>	<p>本計画では、地理空間情報の活用の推進に寄与する観点から取りまとめたものであり、必要な基本図は作成することとしています。本計画の内容については、御意見も踏まえ、広報誌、セミナー等を通じ、積極的に広報して参ります。</p>
<p>「6.(2) ア 電子国土基本図(地図情報)の整備と更新」について</p>	
<p>「主要項目の修正:全国について3ヶ月以内」とあるが、自然災害を除き、建物、造成、道路等についてはリアルタイムでの更新を行うべきである。</p>	<p>3ヶ月以内とはしていますが、国、地方公共団体等関係機関のご理解・ご協力を得つつ、御意見も踏まえ、可能な限り迅速な更新に努めて参ります。</p>
<p>現在の地形図と同様な情報を有する「電子国土基本図(地図情報)」を今後とも整備する方針が明示されたことは歓迎すべき事であるが、「同等」の詳細が現段階では明らかでない。これまでの地形図で取り扱われてきた地理空間情報について、継続的に国土の実状が記録するべきである。</p>	<p>「電子国土基本図(地図情報)」の取得項目については、国土管理、防災等の国として整備すべきという観点を踏まえつつ、御意見も参考にして適切に選定して参ります。</p>

<p>「6.(2) イ 電子国土基本図(オルソ画像)」について</p>	
<p>「国土や地域の管理上重要な平野部と離島について整備するとともに、5年周期で更新する」とある。しかし、中山間地域等の国土管理上重要な地域は平野部等以外にもあるため、人工衛星画像を利用するなどして、これらの地域も整備・更新すべきである。</p>	<p>今回示した「電子国土基本図(オルソ画像)」は、社会経済活動の状況等を考慮して平野部等を優先的に整備することとしているが、今後の計画策定に当たっては、御意見も参考にして参ります。</p>
<p>「電子国土基本図(オルソ画像)」は、既に民間企業がその整備と販売を事業化しており、民業圧迫になると考えられる。</p>	<p>オルソ画像は国土全体の状況を把握する上で地図と同等に重要な情報です。国土地理院では、従来から、空中写真については、平野部等を対象にニーズの少ないところも含めて周期的に撮影して整備・提供してきたところですから、「電子国土基本図(オルソ画像)」も、従来と同様の考え方で整備する計画であり、御意見も参考にして適切に実施して参ります。</p>
<p>「6.(2) ウ 電子国土基本図(地名情報)」について</p>	
<p>同じ山などに複数の呼称(地名)がある場合があるため、地名の複数表記を許容する形で運用されることを明らかにするべきである。</p>	<p>複数の名称となる場合も含めて、具体的な運用については、今後、御意見も参考に検討し、実施して参ります。</p>
<p>地名は位置情報の検索キーであるのみならず、そこに生活してきた人々の歴史や自然現象等も含めて総合的に表現した名称として、今後も情報を収集するべきである。</p>	<p>地名情報については、地方公共団体との連携により情報収集を行っているところです。今後とも、御指摘の点も参考にして、適切に実施して参ります。</p>

「6.(2) 地形図、地形図等の整備と更新」について	
整備や更新を継続する地形図等の中に5万分1地形図を追加するべきである。	地形図のデジタル化に伴い、縮尺を可変させて表示することが自由になったことから、縮尺別の地図作成に囚われないことが効率的と考えています。御指摘の点については、「電子国土基本図(地図情報)」の利活用により、5万分1地形図と同様の地理空間情報が得られる環境を整えて参ります。
紙の地形図は、全ての地図の基であり、教育上も重要である上、デジタルデータを利用できない者もいる。「当面整備や更新を継続する」では、いずれは廃止するとも読めることから、「当面」を削除するとともに、紙地図の新刊が遅くならないよう努力するべきである。	本計画は10年間の長期計画であるため、技術の急速な進歩を考えると、紙の地形図の10年後の位置づけがはっきりしないことがあることから、「当面」と入れることにしたものです。なお、「電子国土基本図(地図情報)」については、電子データとともに紙地図としても提供することとしています。御指摘の点も参考にして、紙の地形図については、デジタルデータの普及状況等も勘案しながら、適切に更新して参ります。
電子国土基本図(地図情報)は、非常にすばらしいので、2万5千分1地形図と二つ作ろうとするより、電子国土基本図(地図情報)だけにすべきである。	2万5千分1地形図は、現段階である程度の利用がなされているため、当面の間は、従来どおり紙地図で提供することとしています。今後の計画策定に当たっては、御指摘の点も検討して参ります。
地形図には、これまでのように植生に関する情報を掲載するべきである。	地形図においては、これまでと同様に植生に関する情報を取得することとしています。
「6.(3) 防災基礎情報の整備と更新」について	
活断層帯情報、火山災害基礎情報、風水害基礎情報等について、今後とも重点的に推進するべきである。	関係機関との連携を図りつつ、防災対策を推進する地域を重点に活断層情報等の整備を進めることとしています。

「6.(3) 土地利用情報の整備」について	
平野部では変化が大きく、国土管理において中山間地域も重要であることから、土地利用情報の整備範囲を大都市部や湖沼湿原周辺に限定的するのではなく、広範囲に整備するべきである。	土地利用情報としては、全国的には人工衛星画像を用いて整備を行い、大都市部等においては、さらに詳細な情報を時系列に整備を行うこととしています。今後の計画策定に当たっては、御意見も参考にして参ります。
「7.(2) 基盤地図情報の整備・活用推進のための環境整備」について	
工事図面の公共測量の測量成果化を推進し、国土地理院によってインターネットを通じた基盤地図情報更新システムを構築すべきである。	更新手法については、様々な手法を調査の上、適切に実施して参ります。
「7.(4) 地理空間情報の取り扱いに関するガイドラインの作成」について	
地理空間情報は広い意味で著作物であり、その利用に際して何らかの権利保護がされるべきであるが、その対応は非常に遅れているため、権利保護施策を進めるべきである。	知的財産権に関する取扱いについては、地理空間情報活用推進基本計画にも示されているとおりであり、御意見も踏まえ、政府部内の各省庁と連携しつつ対応して参ります。
「7.(5) 人材の育成とリテラシーの向上」について	
地方公共団体等に対し、改正測量法や地理空間情報活用推進基本法を周知し、基準点の意味や具体的な使い方を理解できるようにすべきである。	御指摘の点も踏まえ、改正測量法等について、セミナー、講演会等を通じて、引き続き周知に努めて参ります。
基準点測量などの測量手法が高度化してきたため、「高度な知識をもった講師陣の育成」について追記すべきである。	地理空間情報の整備・活用等を企画できる人材の育成を図ることとしており、その際には、指摘の点についても十分配慮して参ります。
「地理空間情報の整備・利用等を企画できる人材の育成を図る。」に加え、地理空間情報を活用する市民(国民)のリテラシーの向上を入れるべきである。	地理空間情報の活用促進推進に向けて、セミナー・講演会の開催、出前講座等を行うこととしています。御意見も踏まえ、これらを通じ、国民のリテラシー向上にも努めて参ります。

<p>リテラシーの基礎的素養を培う場である学校教育との接点について記載がないことから、広く地理教育全体において、基本測量の成果である基盤地図情報や電子国土基本図が大きな役割を果たしていくことの重要性を訴えるべきである。</p>	<p>御意見も踏まえ、産学官の連携を通じて関係府省や学界との連携を推進しつつ、地理教育における国土地理院としての支援に努めて参ります。</p>
<p>本計画への期待等について</p>	
<p>地理空間情報活用推進基本法に対処するため、第6次長期計画の途中でそれを見直すことは、機敏でもっともなことと思ひ、積極的に支持する。</p>	<p>御意見を踏まえ、今回の基本測量に関する長期計画を着実に実施し、地理空間情報が広く活用されるよう努めて参ります。</p>
<p>地理空間情報活用推進基本法の成立に伴い、情報化時代に即して地形図情報のデジタル化を進め、さらに基盤地図情報としてインターネットで公開する政策を推進し、地理空間情報の流通、活用の基盤が整備されることは、歓迎すべきことである。</p>	
<p>基盤地図情報がいつも新鮮であり、新しい情報を盛り込みかつ継続的高精度化へ挑戦することを期待する。</p>	
<p>明治以来、国土地理院が蓄積してきた地形図の情報は、国家の基本的な機能である。「位置情報の正確さ」に加え、日本の姿、日本の心を地図という万国共通言語を通じて国内外に伝えてきた国土地理院の魂が、今後も感じられる地図政策が推進されることを期待する。</p>	